

第2章 被害類型別の対応等

I 被害類型別の対応(性犯罪、DV・ストーカー・虐待事案関係)

【性犯罪】

被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けており、心理的、社会的な不調が現われ、PTSD、うつ病、パニック障害等を発症することもあります。

また、刑事手続のなかで、事件のことを思い出させられる機会が多く、精神的負担が大きくなります。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールへの依存、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

なお、異性に対して恐怖心を持つ場合もあるため、相談者に対しては、対応者の性別の希望を聞くなどの配慮が必要です。

《相談対応上の留意点》

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかし、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

※ 警察への届出の重要性や支援について説明しても届出に消極的な場合でも、次の相談窓口等を紹介してください。

性犯罪被害相談窓口

性犯罪被害相談電話(警察本部) #8103(ハートさん)

性暴力被害相談窓口

さが mirai 0952-26-1750 アバンセ女性総合相談 0952-26-0018

★ 必要に応じて説明すること～担当者の知識として～

警察に被害の届出をした場合、状況や犯人について聞かれるほかに、被害現場の案内や説明を求められたり、当時着ていた服などの提出を求められる場合がありますが、「パートナーで来て欲しくない。」「女性に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮していますし、当時着ていた服を警察に提出する場合には、着替えについても準備しています。

《受診について》

すぐに警察に届け出ることに消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等の証拠や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。

その場合は、受診することの重要性や必要性を、本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

【緊急避妊】

服用により72時間以内であれば、妊娠を回避することができる場合があります(100%回避できるわけではありません。)ので、すぐに受診することを勧めます。

また、警察への届出や性暴力救援センター・さが(さが mirai)への相談によって、費用を公費負担にすることもできます。

【証拠の確保】

婦人科で犯人の体液を採取しておくことは、被害の届出をしたときの証拠になります。ただし、入浴後には採取できなくなります。

【感染症等検査】

HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒血清検査が無料、匿名でできます。

(連絡先)保健福祉事務所

★ 裁判における支援関係（氏名を明かさない措置など）

裁判での証言は被害者にとって大きな負担です。性犯罪の場合は、カウンセラーや民間支援団体の支援員等の付き添いも認められており、また、加害者と顔を合わせないビデオリンク方式による証言方法、さらに被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

【DV(配偶者からの暴力)】

配偶者からの暴力には、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力が含まれます。

被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信を失い、「私が悪い」、「私がいたらないから…」などと自分を責めています。

また、加害者である配偶者への経済的な依存や報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などによって、暴力被害の関係から脱け出すことが困難です。

被害者は、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

《相談対応上の留意点》

暴力の中で長い間暮らしてきた困難や苦しみを理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

※ 被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。

「旦那さんの言い分も聞きたい。」とか「あなたに殴られる原因があったのではないか。」などと相談者を責めてはいけません。

《安全性の確認》

○加害者が追跡してくる可能性があるか、○被害者に対する危険が迫っていないか、○被害者は怪我を負っていないか、○子どもの状況、などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関に橋渡しをします。

配偶者からの暴力被害者については、「配偶者暴力相談支援センター」や「警察」への相談を優先的に勧めます。

なお、被害者の生命や身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、相談者の同意が確認できなくても通報を行うことが必要です。

安全確保・一時保護

★ 「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。

加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、一時保護の利用について検討するため、状況に応じて警察、市町のDV相談窓口、配偶者暴力相談支援センターへ橋渡しをします。

再発防止のための支援制度

★ 保護命令

更なる被害を防ぐため、加害者に対する接近禁止命令、退去命令、電話等禁止命令の3種類の保護命令を裁判所に申し立てることができます。

事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手に対する申立てもできます。

この命令に違反した場合は処罰(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)されます。

なお、平成25年の法改正により申立ての対象が拡大され、「生活の本拠を共にする交際をする関係」にある相手方から暴力等を受けた被害者についても、申立てをできるようになりました。

・接近禁止命令

被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。

被害者本人に対する接近命令の実行性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることが出来る。再度の申立て也可能。

・退去命令

被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。

・電話等禁止命令

接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者への面会要求や無言電話等を6か月間禁止するもの。

なお、対象者は被害者本人のみです。

★ 住民票等の交付・閲覧制限

配偶者の暴力から逃れて住所を移動した場合、加害者が住民票等により居場所を探すおそれがあります。

その場合は、市町長に対して、加害者に住民票等を交付・閲覧しないように申し出ることができます。

【配偶者からの暴力の事例】

- ・ 殴る、蹴る、物を投げつける、刃物等で脅すなどの身体的暴力
- ・ 人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力
- ・ 嫌がっているのに性的行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力
- ・ 生活費を渡さない、無断で借金をし続けるなどといった経済的暴力

【ストーカー】

【ストーカー行為とは】

いわゆる「ストーカー規制法」による「ストーカー行為」とは、「つきまとい等」を、繰り返して行うことをいいます。

この「つきまとい等」とは、

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| ①つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき等 | ②監視していると告げる行為 |
| ③面会、交際の要求 | ④乱暴な言動 |
| ⑤無言電話、連続した電話・ファクシミリ・メール・SNS・文書等 | ⑥汚物などの送付 |
| ⑦名誉を傷つける | ⑧性的羞恥心の侵害 |

を行うことであり、特定の人に対する恋愛や好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどで行われることを要件とします。

つきまといの対象は、被害者本人のみならず、その家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人も含みます。

ストーカー事件については、これまでにも被害者が殺害されるなどの重大な事件に発展したこともあり、加害者が近くに住んでいて被害者のことをよく知っているというケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

《相談対応上の留意点》

被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢をもって相談を受けてください。

被害に遭うおそれのあるような緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害の事実を立証し、警察に適切な対応を求めるためにも、以下のような記録をとるよう促してください。

- ・被害の内容、日時、場所、車のナンバーなどの記録
- ・相手の具体的な言葉や動作の細かな記録
- ・相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージの保存
- ・電話や会話内容のメモや録音
- ・相手からの手紙や贈り物の保存、写真撮影

再被害の防止

★ 警察からの警告、告訴

警察への申出により、警察から加害者への「警告」を行うことができます。警告を無視してつきまとい等を続けると、「禁止命令」を出すことができます。

また、その申出以外にも、告訴が無い場合でも、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めるることができます。

再被害を防止するためにも、相談者には警察への相談を促してください。

★ 住民票等の交付制限

加害者の暴力から逃れて住所を移動した場合、加害者が住民票等により居場所を探すおそれがあります。その場合は、市町長に対して、加害者に住民票等を交付しないように申し出ることができます。詳しくは、市町の住民登録担当窓口に相談してください。

さまざまな支援

- ★ 無言電話や執拗な電話に対しては、電話会社によるナンバーディスプレイ・ナンバーリクエスト・迷惑電話お断りサービス等があります。

【児童虐待】

【児童虐待とは】

「児童虐待の防止等に関する法律」(平成 20 年 4 月施行)において規定している児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。)がその監護する児童(18 歳に満たない者をいう。)について行う

- ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト(育児放棄)④心理的虐待
- をいいます。

虐待を受けた子どもへの影響は、発育の遅れ、対人関係への不適応、PTSDなどがあり、落ち着きがなくなったり、非行などにつながることもあります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合には、将来的に本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

密室で行われやすく、「しつけ」と称して継続して行われることもあるため、次第にエスカレートすることも少なくありません。

子どもへの虐待は、何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

《相談対応上の留意点》

子どもへの虐待を発見した場合、または、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市町、福祉事務所、児童相談所に通告することが義務づけられています。

(児童虐待の防止等に関する法律第 6 条)

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るために通告が必要です。虐待を知った場合は安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告することにより、専門機関による適切な対応をとることができます。

★ 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り子どもにとっくつろげる場所を選び、子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告してください。

★ 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所に通告してください。

◆ 生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報してください。

子どもが大怪我をしているなど、児童相談所に通告していては、生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110 番通報又は 119 番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

コラム『守秘義務について』

守秘義務とは、正当な理由なく外部に情報をもらしてはいけないことを言います。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待を疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることになりません。

守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第 6 条第 3 項に「通告が守秘義務違反には当たらない趣旨のこと」が明記されています。

通告後の対応

★ 通告を受けた児童相談所は、速やかに子どもや家族についての調査を行います。必要に応じて子どもを一時保護し、保護者に対し子どもへの連絡・面会が制限されることもあります。

また、在宅支援の場合は、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が行われるほか、親子分離が必要な場合は、施設に入所させたりしますが、可能な限り、再び親子がともに生活できるよう支援が行われます。

★ 通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。その場合、子どもと家族が安心して暮らせるため、地域において、見守り活動などで必要な支援や配慮を心がけてください。

【児童虐待の事例】

- ・ 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、縄などにより一室に拘束するなどの身体的虐待
- ・ 性的行為、ポルノグラフィの被写体にするなどといった性的虐待
- ・ 家に閉じ込める、食事を与えない、病院に連れていかないなどのネグレクト(育児放棄等)
- ・ 言葉による脅し、無視、兄弟(姉妹)間での差別扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなどの心理的虐待

コラム『親権者の懲戒権と子ども虐待の関係』

親権の中のひとつとして民法第822条第1項には、「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしきるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろ」と虐待を「しつけ」と主張する親は未だにすくなくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはないと規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

なお、令和4年1月現在、民法の「懲戒権」については、その見直しに向け検討が進められています。

【高齢者虐待】

〔高齢者虐待とは〕

高齢者虐待とは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」（平成18年4月施行）に基づき、養護者（在宅高齢者の介護を行う家族等）及び養介護施設従事者等（施設や居宅サービス等の職員）による高齢者（65歳以上の者）に対して行われる、

①身体的虐待 ②介護・世話を放棄・放任 ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待
の行為をいいます。

法律の目的として、虐待を受けた高齢者の保護措置のみならず、養護者に対する支援措置（負担軽減等）が定められています。

高齢者虐待は、家庭内での長年の歴史を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的問題等のさまざまな要因が複雑に絡み合って生じます。虐待をしている養護者も、虐待を受けている高齢者も「虐待」の自覚や認識がない場合が多く、また親が子と思うが故に虐待の事実を隠そうとすることもあり、家庭内における高齢者虐待は表面化しにくい傾向があります。

〔相談対応上の留意点〕

◆ 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者及び虐待を受けた高齢者は、速やかに市町の高齢者福祉の窓口、地域包括支援センターに通報・届出をしてください。

○ 養護者（在宅高齢者の介護を行う家族等）による虐待について

特に、高齢者が介護保険サービスを利用している場合には、担当の介護支援専門員や介護保険サービス事業所の職員は高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

○ 養介護施設従事者等（施設や居宅サービス等の職員）による虐待について

養介護施設従事者等は、その業務をしている施設等において職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町への通報義務があります。

なお、養介護施設従事者等による虐待を通報した職員は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません。

○ 通報者等に関する守秘義務について

通報等を受理した市町職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないと守秘義務が課せられています。

<市町における養護者・介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報・届出受理後の流れ>

養護者の場合

○ 事実確認・立入調査・警察への援助要請

・ 事実の確認

虐待の種類や程度、事実や経過、安全確認と身体・精神・生活状況等の把握等について、当該高齢者と関わりのある機関や関係者からの情報収集の他、訪問面接を行い、客観的に確認します。

・ 立入検査

高齢者の生命又は身体に重大な危険を生じているおそれがあるにも関わらず確認や介入が困難な場合には、行政権限として立ち入り調査を実施することができます。

・ 警察への援助要請

立入検査の際、必要に応じて高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助要請を行うこととなります。

○ 援助方針の決定、援助の実施

・ 事実確認後、虐待事例に対する援助方針・内容を検討します。

虐待により生命又は身体に重大な危険を生じているおそれがあると認められた高齢者を養護者から分離し、保護します。

<保護・分離の手段>

① 契約による介護保険サービスの利用(短期入所・施設入所等)

② 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

○ 成年後見制度の活用

虐待を受けている高齢者の権利を擁護する方法として、適切に市町長による成年後見制度開始の審判請求を行うこととなります。

○ 養護者支援

認知症に関する知識と介護の方法を指導する、介護保険サービスの利用により介護負担を軽減する等、適切に養護者への相談・指導及び助言等の支援を行い、高齢者虐待の防止を図ります。

※ 養護者の現状

介護疲れやストレスを抱えている、認知症介護の知識がない、養護者自身が支援を要する状態にある等のさまざまな要因の結果、虐待に至るケースがあります。

虐待者に男性(息子や夫)が多い背景には、慣れない家事や介護、地域で相談相手がないことによる孤立等が重なり合います。

介護施設従事者等の場合

○ 事実確認

通報等への対応は、養介護施設・養介護事業所の所在地の市町が行います。対応方法は、基本的に養護者による虐待への対応と同様です。また、県とも連携して事実確認を行います。

○ 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

養介護施設従事者等による虐待が認められた場合には、市町又は県は、高齢者の保護を図ります。

事実確認の結果、高齢者の生命や身体、財産に重大な危険が生じていたり、権利利益が著しく侵害されている場合などは、市町又は県は、改善勧告や改善命令、指定取消等、老人福祉法や介護保険法に基づく権限を適切に行使し、当該養介護施設・事業所の業務改善を促します。

【障害者虐待】

〔障害者虐待とは〕

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）」で、障害者虐待とは、「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」、「使用者による障害者虐待」となっており、

① 身体的虐待 ②ネグレクト ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待
の5つの類型に分けられています。

虐待防止法の対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

虐待をしている本人にはその自覚の無い場合や、虐待されている障害者も自らSOSを訴えられないことがあります。また、虐待を受けた障害者は本来持っている生きる力や自信を失っている場合も多くみられ、長期間にわたって虐待を受けた場合等では、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。

その為、虐待につながるような小さな兆候を見逃さないことが大切であり、虐待をもっと身近なものとしてとらえ、個人として、また社会として虐待の予防や早めの対応に努めなければなりません。

※「養護者」とは

障害者を現に養護する者であって、「障害者福祉施設従事者等」及び「使用者」以外の者

※「障害者福祉施設従事者等」とは

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業所」の業務に従事する者

※「使用者」とは

障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行行為をする者

〔相談対応上の留意点〕

虐待を受けたと思われる障害者を発見した者及び虐待を受けた障害者は、速やかに市町の障害者福祉の窓口、障害者虐待防止センター、又は県の障害者権利擁護センターに通報・届出をしてください。

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者には通報の義務があります。

○ 虐待の通報等について

特に、障害者が障害者福祉サービスを利用している場合には、担当の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所の職員は障害者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、障害者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

障害者福祉施設従事者等や、労働者は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません。

○ 通報者等に関する守秘義務について

通報等を受理した市町村職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないと守秘義務が課せられています。

<市町における養護者・介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報・届出受理後の流れ>

養護者の場合

○ 事実確認・立入調査・警察への援助要請

・ 事実の確認

市町村は、障害者虐待の通報・届出がなされた場合は、速やかにその内容に係る事実の確認のための措置を講じなければなりません(第9条)。虐待の種類や程度、事実や経過、安全確認と身体・精神・生活状況等の把握等について、当該障害者と関わりのある機関や関係者からの情報収集の他、訪問面接を行い、客観的に確認します。

・ 立入検査

障害者の生命又は身体に重大な危険を生じているおそれがあるにも関わらず確認や介入が困難な場合には、行政権限として立ち入り調査を実施することができます。

・ 警察への援助要請

必要に応じて障害者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助要請を行うこととなります。

○ 援助方針の決定、援助の実施

・ 事実確認後、虐待事例に対する援助方針・内容を検討します。

① 障害者の保護（養護者との分離）

障害者の命等にかかる緊急事態には、安全確保の為に障害者を施設などに保護し、虐待した家族など養護者から一時的に引き離します。さらに、状況に応じて障害者と養護者との面会を制限することもあります。

② 障害者の支援

障害者を養護者から保護する必要がない場合でも、次のような支援が行われます。

- ・地域で自立した生活が出来るように居住の場の確保や就業の支援
- ・適切な障害福祉サービスの利用を促進する支援
- ・医療機関への受診が必要な場合、専門医の紹介などの支援

③ 養護者への支援

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。

介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因は様々ですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。

○ 成年後見制度の活用

判断能力が十分でない人を助ける制度として「成年後見制度」があります。虐待する養護者が反対した場合でも、障害者を保護するために市町長の判断で利用を始めることができます。

障害者施設従事者等の場合

○ 事実確認

通報を受けた市町は、通報内容の事実確認や、障害者の安全確認を行います。この調査は障害者福祉施設等への任意の協力によるものなので、障害者虐待が確認された場合や、障害者福祉施設等が調査に協力しない場合等は県と連携し、共同で調査を行います。

○ 通報等を受けた場合の措置

障害者福祉施設従事者等による虐待が認められる場合には、市町又は県は、障害者福祉施設従事者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図ります。

事実確認の結果、障害者の生命や身体、財産に重大な危険が生じていたり、権利利益が著しく侵害されている場合などは、市町又は県は、社会福祉法や障害者総合支援法等に基づき、改善勧告や改善命令、指定取消等の権限を適切に行使し、当該障害者福祉施設等の業務改善を促します。

使用者の場合

○ 事実確認

通報を受けた市町は県に報告します。県は必要に応じ、事実確認や訪問調査を行い、虐待が確認されたり、虐待の疑いがある場合は、労働局に報告します。

○ 報告を受けた場合の措置

使用者による虐待が認められる場合には、労働局又は労働基準監督署若しくは公共職業安定所は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図ります。

また、県と連携を図りつつ、労働基準法、障害者の雇用の促進等に関する法律、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律、その他関係法律の規定による権限を適切に行使し、改善を促します。

2 被害直後から長期にわたる支援の流れ

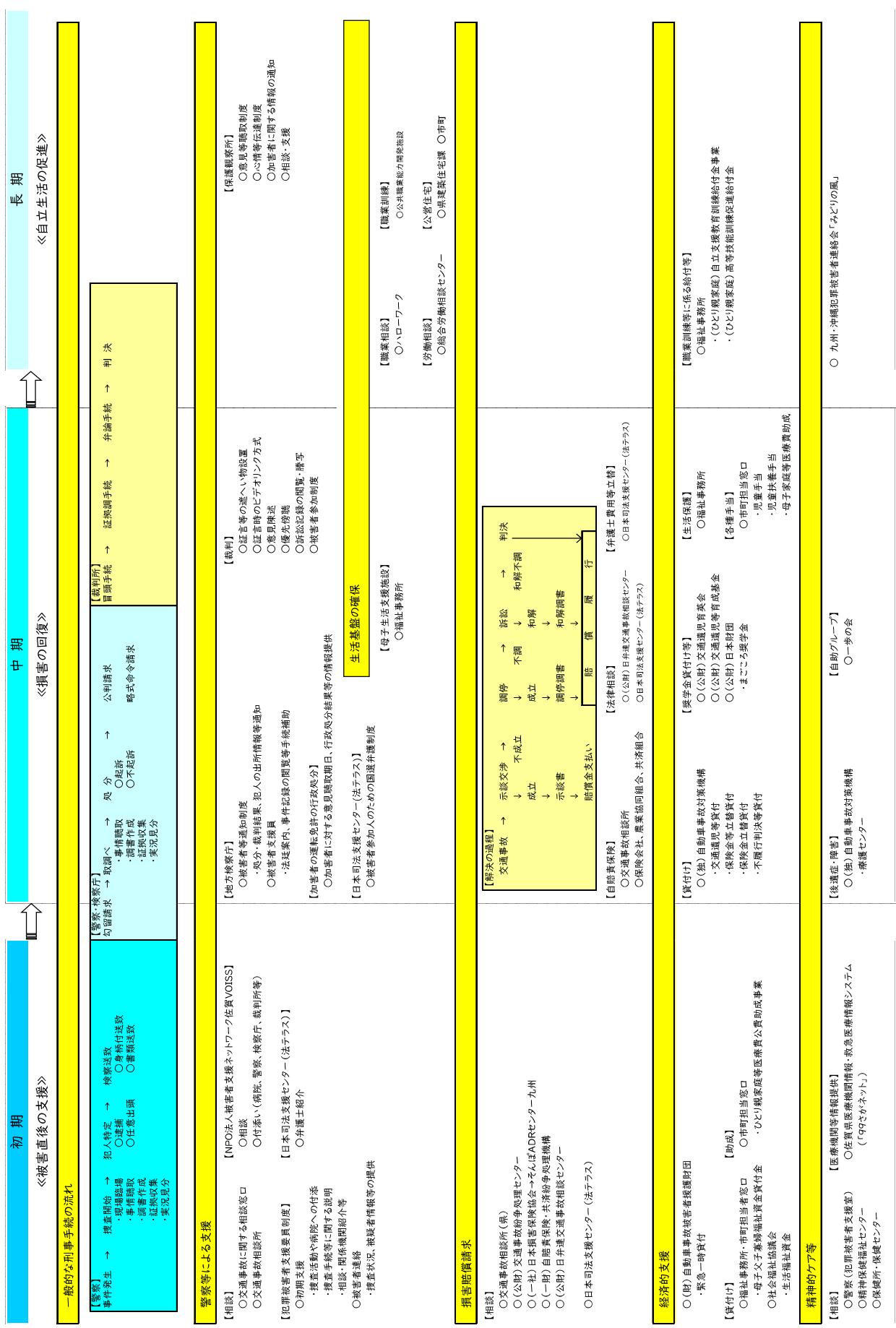
- ① 生命・身体に被害を受けた場合(殺人等)
- ② 交通事故による被害を受けた場合(人身事故)
- ③ 性犯罪による被害を受けた場合
- ④ DV被害を受けた場合
- ⑤ 児童虐待を受けた場合

(1) 生命・身体に被害を受けた場合(殺人等)

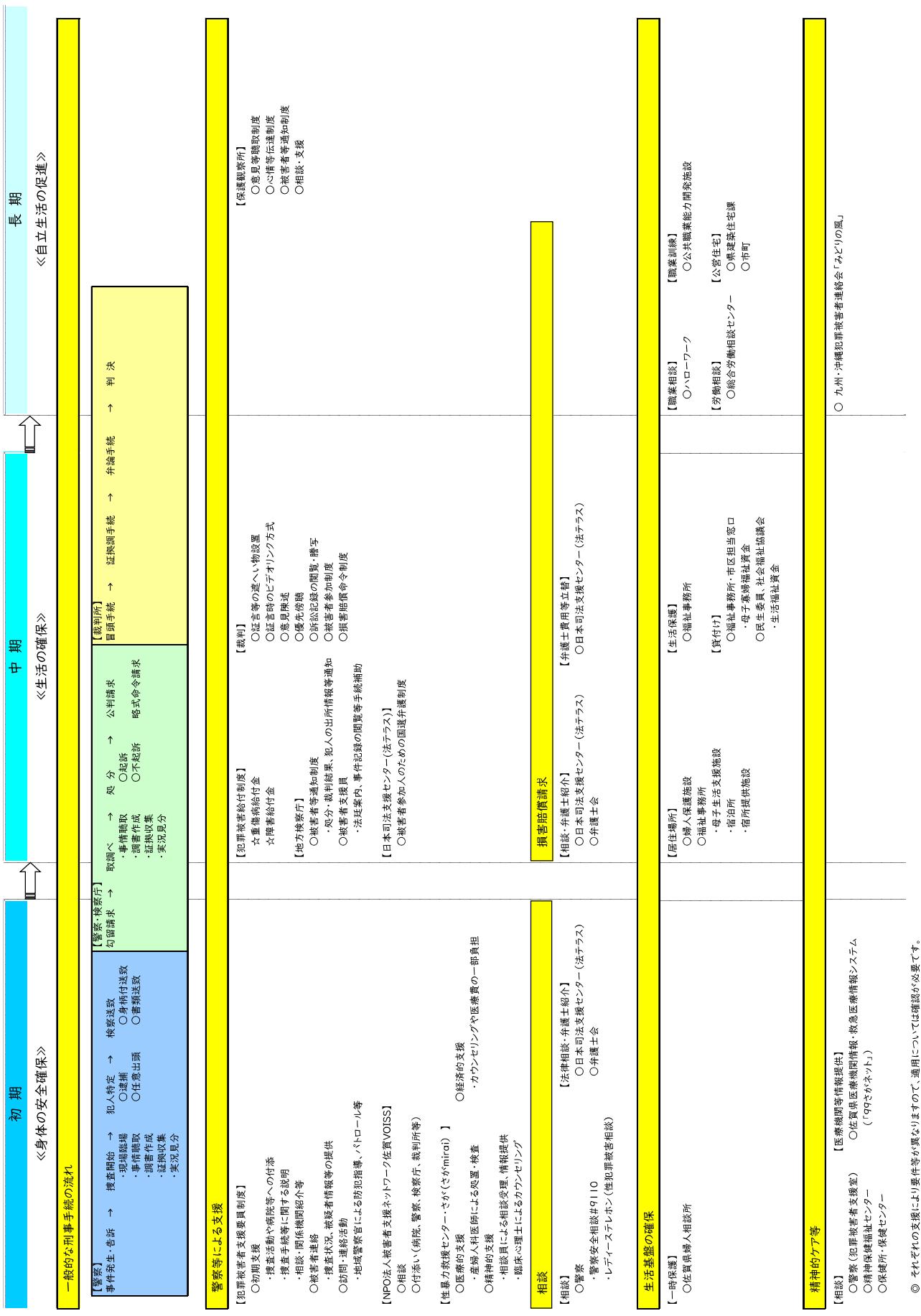
初期	中期	長期
《被害直後の支援》	《安全な生活確保》	《自立生活の促進》
一般的な刑事手続の流れ		
【警察・海上保安庁】 事件発生 → 捜査開始 → 犯人特定 → 捜索送致 ・現場調査 ○任意検査 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分	【警察・海上保安庁・検察官】 勾留請求 → 取調べへ ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分	【裁判所】 公判請求 ・不起訴 略式命令請求 ・意見見分
警察等による支援		
【相談】 ○警察安全相談#9110等各種相談窓口 ○付添い(病院、警察、検察厅、裁判所等) 【初期支援】 ○初期支援 ・捜査活動等への付添 ・相談・関係機関紹介等 ○検査手続等に対する説明 ・相談・被疑者情報等の提供 ○訪問・連絡活動 ・地域警察官による防犯指導、ハトロール等	【相談】 ○NPO法人被害者支援ネットワーク在賀VOSS 【裁判】 ○遺族給付金、重傷病給付金・障害給付金 ○証言等の進へ、物置設置 ○証言時のビデオリンク方式 ○意見提出 ○優先旁聴 ○公判結果、犯人の出所情報を通知 ・公判結果の閲覧、署写 ○被害者支援員 ・法廷内、事件記録の閲覧等手続補助 ○日本司法支援センター(法テラス) 【裁判】 ○被害者参加人のための国懇・保護制度 ・被害者参加人のための国懇・保護制度	【保護観察所】 ○意見等聴取制度 ○心構え伝達制度 ○被害者等通知制度 ○相談・支援
損害賠償請求		
	【相談】 ○日本司法支援センター(法テラス) ○弁護士会	【弁護士費用等立替】 ○日本司法支援センター(法テラス)
経済的支援		
【貸付】 ○福祉事務所・市町担当窓口 ・母子父子兼賃社資金貸付金 ○社会福祉協議会 ・生活賃貸資金	【助成】 ○市町担当窓口 ・ひとり親家庭等医療費公費助成事業 ○(公財)知恵被疑者救援基金	【給付】 ○(公財)日本財团 ・まごこ援学金 【遺族等への援助金給付】 ○(公財)知恵被疑者救援基金
生活基盤の確保		
		【生活保護】 ○福祉事務所 【各種手当】 ○市町担当窓口 ・児童手当 ・児童扶養手当等
精神的ケア等		
【相談】 ○警察(犯罪被害者支援室) ○精神保健福祉センター ○保健所・保健センター	【医療機関等情報提供】 ○佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム 〔「やさがネット」〕	【自助グループ】 ○一歩の会 【職業訓練】 ○公共職業能力開発施設 【労働相談】 ○総合労働相談センター 【公営住宅】 ○県営美住宅課 ○市町

◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。

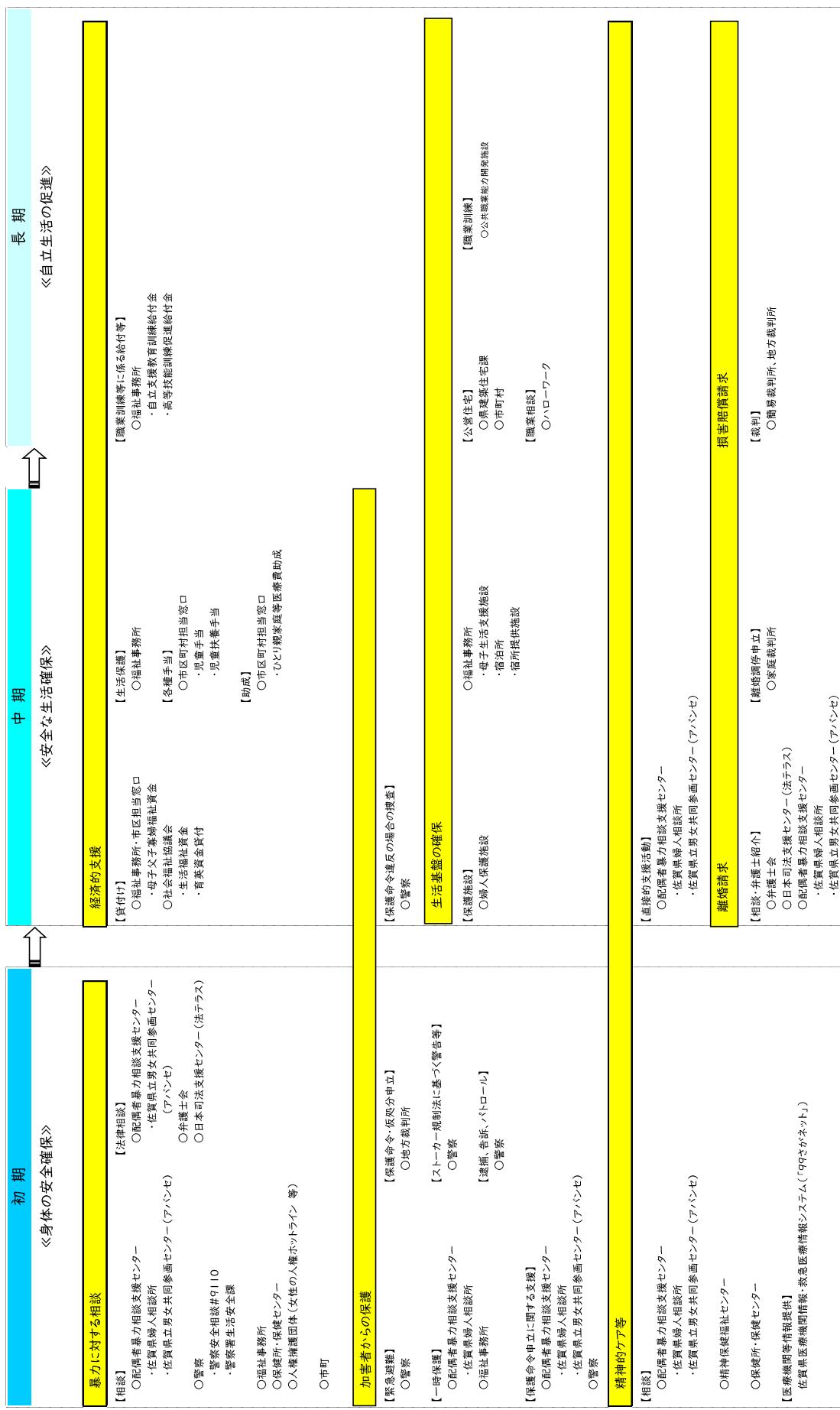
[2] 交通事故による被害を受けた場合(人身事故)



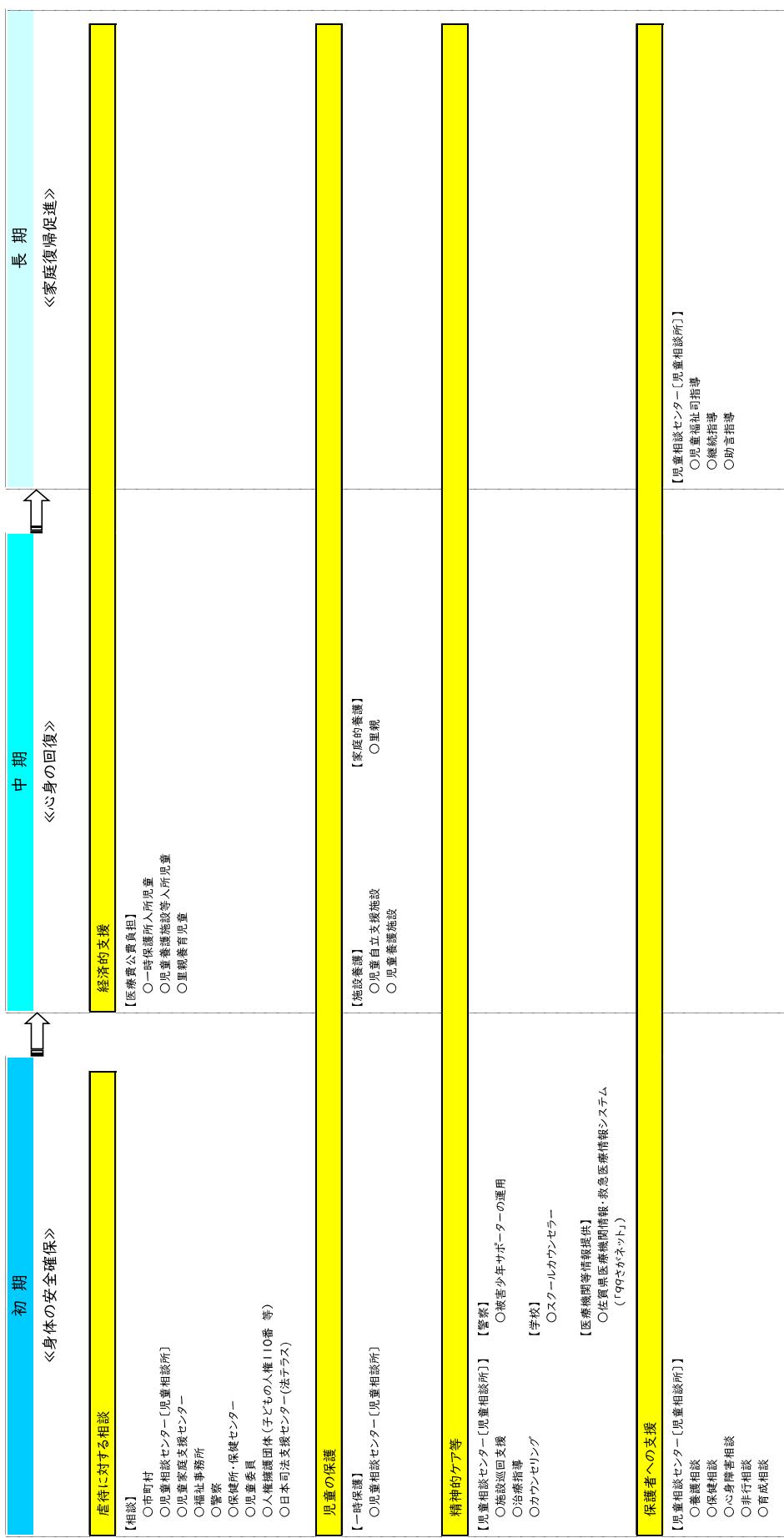
(3)性犯罪による被害を受けた場合



[4]DV被害を受けた場合



[5]児童虐待を受けた場合



◎ それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。